

別記様式第二

(表 面)

		第 号	
		（職）氏名	写 真 ち よ う 付 面
年 月 日	印	年 月 日 生	
厚生労働省（都道府県、市町村又は特別区）印			
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 第三十五条の規定による当該職員の証			

(A列6番)

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律抜粋

(質問及び調査)

第三十五条 都道府県知事は、第二十六条の三から第三十三条までに規定する措置を実施するため必要があると認めるときは、当該職員に一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症若しくは新型インフルエンザ等感染症の患者がいる場所若しくは当該感染症により死亡した者の死体がある動物所若しくは汚死した動物の死体がある場所若しくは新規型インフルエンザ等感染症の患者がいる場所若しくは当該感染症の原体により死亡した者若しくは無症状病原体保有者若しくは新規型インフルエンザ等感染症若しくはその死体の所有者若しくは管轄者その他の関係者に質問させ、又は必要な調査をさせることができ。前項の職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

第一項の規定は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。前三項の規定は、厚生労働大臣が第二十六条の三第二項若しくは第四項又は第二十六条の四第二項若しくは第四項に規定する措置を実施し、又は当該職員には実施させたため必要があると認める場合について準用する。この場合において、第一項中「、三類感染症、四類感染症若しくは」とあるのは、「若しくは」と読み替えるものとする。

第二項の証明書に關し必要な事項は、厚生労働省令で定める。  
(新感染症に係る消毒その他の措置)

第五十条 都道府県知事は、新感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するため必要があると認めるときは、当該新感染症を一類感染症とみなして、第二十二条第一項及び第三項、第二十六条の四第一項及び第三項、第二十七条から二項、第二十九条第二項又は第三十一条第二項に規定する措置を実施するため必要があると認める場合について準用する。  
第二項の証明書に關し必要な事項は、厚生労働省令で定める。  
(新感染症に係る消毒その他の措置)

第五十条 第一項から第三項までの規定は、市町村長が第二十七条第二項、第二十八条第二項、第二十九条第二項又は第三十一条第二項に規定する措置を実施するため必要があると認める場合について準用する。

第六条の三第一項及び第三項、第二十六条の四第一項及び第三項、第二十七条から三十三条まで並びに第三十五条第一項に規定する措置の全部又は一部を実施し、又は当該職員に実施させることができる。

第七条 第三十五条第二項及び第三項の規定は、第一項の規定により都道府県知事が当該職員に同条第一項に規定する措置を実施させる場合について準用する。

第八条 第三十五条第二項及び第三項の規定は、第一項の規定により都道府県知事が当該職員に実施させることができる。

第九条 第三十五条第二項及び第三項の規定は、前項の規定により当該職員に同条第四項において準用する同条第二項及び第三項の規定は、前項の規定により当該職員に同条第一項に規定する措置を実施させる場合について準用する。

第十条 市町村長は、新感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するため必要があると認めるときは、当該新感染症を一類感染症とみなして、第三十五条第五項において準用する同条第一項に規定する措置を当該職員に実施させることができ。第三十五条第五項において準用する同条第二項及び第三項の規定は、前項の規定により当該職員に同条第五項において準用する同条第一項に規定する措置を実施させる場合について準用する。

第十一条 第三十五条第五項において準用する同条第二項及び第三項の規定は、前項の規定により当該職員に同条第五項において準用する同条第一項に規定する措置を実施させる場合について準用する。

（略）

（注意）

一 この証票の取扱いに注意し、破り、汚し、又は失ったときは直ちに厚生労働大臣（都道府県知事、市町村長又は特別区長）に届け出ること。  
二 当該職員でなくなつたときは、厚生労働大臣（都道府県知事、市町村長又は特別区長）に返還すること。